

木質バイオマス事業について

グリーンケミカル(株)および(株)ジュオンが実施した木質バイオマス事業について、平成26年12月以後の取り組みをお知らせします。

林業振興課 ☎0824-73-1130

木質バイオマス利活用プラント整備事業を中止した以後の取り組み

市は平成26年11月に、市民説明会、広報紙などで木質バイオマス利活用プラント整備事業（以下「補助事業」という。）の中止決定と補助金返還について説明したところですが、その後の市の取り組み状況をお知らせします。

①市は国に補助金返還

市は補助事業で、グリーンケミカル(株)の補助金適正化法違反があったとして、12月に中国四国農政局から不適正分（2億3806万1169円）の交付決定の取り消しと補助金返還を求められました。

補助金適正化法によると、グリーンケミカル(株)の違反であったも市が返還義務を負い、納付期限までに返還しない場合は延滞金も発生することから、市は12月19日に2億3806万1169円を国に返還しました。

②事業実施主体を破産申立

市は、12月に事業実施主体のグリーンケミカル(株)に不適正分（2億3806万1169円）と事業中止分（2億1262万3952円）の合計額4億5068万5121円の

補助金返還命令を行いました。

しかし、同社から納付および督促期限までに補助金返還されないことと、また、事業計画変更に伴う返還金1135万2879円も返還されていないことから、市は平成27年1月30日に債権者として同社の債権者破産を広

2 (株)ジュオンが実施した補助事業の補助金返還の扱い

平成19年度に(株)ジュオンが実施したリフレッシュハウス東城チップボイラー施設整備事業およびバイオエタノール実証実験設備整備事業について、(株)ジュオンの破産廃止の確定により、市から国への補助金返還がないことをお知らせします。

①(株)ジュオンの破産廃止確定

(株)ジュオンについては、平成23年4月28日の破産手続開始決定から破産処理が行われていましたが、平成26年12月19日に破産手続が終結し、平成27年1月28日には破産廃止が確定し、法人格が消滅しました。

島地方裁判所へ申し立てました。

広島地方裁判所は2月24日、グリーンケミカル(株)の破産手続開始決定を行いました。今後は選任された破産管財人弁護士により、債務額の把握やグリーンケミカル(株)の財産売却など破産処理が進められます。

今後、市は3月19日グリーンケミカル(株)に対する補助金返還命令額を債権者として広島地方裁判所に届け出を行い、債権回収に努めます。

②配当結果と補助金返還の扱い

市は、破産手続きの中で広島地方裁判所にリフレッシュハウス東城チップボイラーおよびバイオエタノール実証実験設備整備に係る補助金返還1776万110円を求めていましたが、配当はありませんでした。

市は、配当が0円であったことから、国への返還額も0円となることを中国四国農政局に報告したところ、同局からこのことに対して異議はないとの通知を受けました。

なお、リフレッシュハウス東城チップボイラーはペレットボイラーに改修し、本年1月から稼働を開始しています。